**児童虐待防止対策の主な取組み（国作成資料より）**

【施策の方向性】

児童虐待の発生予防・早期発見

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

被虐待児童への自立支援

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逓減する。

被虐待児童の家庭への復帰支援を強化するとともに、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

・児童福祉司の約2,000人増などの大幅増員

・児童福祉司に加え、児童心理司、保健師など

専門職の増員

・**市区町村子ども家庭総合支援拠点**（市町村における虐待相談の拠点）**の設置**促進（新プランに基づき、2022年度末までに全市町村で設置）

**○児童相談所の体制強化等**

**新プランによる体制強化**

**○市町村における**

**相談体制の強化**

・現在は都道府県・政令指定都市は児童相談所必置

・中核市・特別区は任意設置

・中核市・特別区に対する児童相談所の設置支援

・市町村への子育て世代包括支援センター設置促進

(2020年度までに全市町村で設置)

**○子育て世代包括支援センターの全国展開**

**○相談窓口等の周知・啓発の**

**推進**

・全国共通ダイヤル(189)の無料化

**○中核市・特別区における児童相談所の設置促進**

**○乳幼児健診未受診者、**

**未就園児等の緊急把握の実施**

・施設等の高校生の進学のための

支援の充実（補修費の引上げ）

・児童養護施設を退所した後の生

活支援のための貸付事業の実施

**○自立支援**

・里親委託の推進（里親を育成・

支援する機関への補助の拡大）

・児童養護施設等の小規模かつ

地域分散化などの推進（職員

配置の拡充）

**○家庭養育の推進**

・一時保護等の措置解除時の

保護者等への相談支援

**○家庭への復帰支援**

【主な取組・対応】

児童虐待防止対策について、国は、**平成28年及び平成29年法改正、緊急総合対策、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）**等により累次の総合的な対策を講じてきた。

等

等